

国勢調査の目的

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

第 1 回調査は大正 9 年に行われ、今回の調査は 21 回目に当たり、実施 100 年の節目を迎えます。

※国勢調査を装った詐欺や不審な調査にご注意ください